

株 主 各 位

東京都品川区西五反田八丁目2番8号

かどや製油株式会社

代表取締役社長 小澤二郎

第52回定時株主総会招集ご通知

拝啓 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第52回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

尚、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年6月24日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区高輪3丁目13番1号
グランドプリンスホテル新高輪3階「天平」の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 株主総会の目的事項
報告事項 第52期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役9名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 役員退職慰労金制度の廃止に伴う取締役及び監査役に対する退職慰労金打切り支給の件
第6号議案 監査役報酬限度額の改定の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kadoya.com>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事 業 報 告

〔平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで〕

1. 会社の現況

(1) 事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、米国発の金融危機が世界の实体经济に波及したことによる外需の落ち込みや円高の影響を受けて、設備投資の減退、雇用不安、消費の低迷など歴史的な景気後退局面を迎えました。

食品業界におきましては、食品会社の不祥事が続いたこと、加えて原料・資材の値上げも重なり、消費者の節約志向、買い控えが強まる中、PB製品で販売数量を挽回する等の策を講じていますが、採算的には依然として厳しい環境が続いております。

このような状況下、当社は販売価格の大規模な是正を行いました結果、ごま油、食品ごまとも販売数量は減少したものの、売上高は全体で増加いたしました。

売上原価は、原料価格が高値で推移したことや副資材代が嵩んだこと等により、増加しました。

一方、販売費及び一般管理費は、需要の減少に対処するためテレビコマーシャルなど広告宣伝を行ったことにより増加しました。

この結果、売上高は、22,223百万円（前期比2,975百万円増）、経常利益は1,829百万円（前期比609百万円増）、当期純利益は1,014百万円（前期比337百万円増）となりました。

・生産の状況

(単位：トン)

区 分	当 期	前 期	対前期比
ごま油生産量	20,917	24,599	85.0%
食品ごま生産量	9,335	11,074	84.3%
脱脂ごま生産量	16,405	18,839	87.1%

(注) ごま油生産量には輸入原料油の処理を含みます。

・部門別売上高の状況

(単位：百万円)

区 分	当 期	前 期	対前期比
ごま油	16,740	14,627	114.4%
食品ごま	4,823	3,827	126.0%
脱脂ごま	557	494	113.0%
商 品	103	300	34.4%
合 計	22,223	19,248	115.5%

② 設備投資の状況

当期中に実施いたしました設備投資の総額は253百万円で、その主なものは次の通りであります。

イ. 当期中に完成した主要設備

・ごま油事業 小豆島工場 生産設備の更新

ロ. 当期継続中の主要設備の新設、拡充

該当事項はありません。

ハ. 当期中に実施した重要な固定資産の売却・撤去・滅失

該当事項はありません。

③ 資金調達の現況

当期は短期借入を行いました。期末における借入金残高はありません。

尚、当社は運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と契約総額3,000百万円の特定期間貸付契約（シンジケーション方式によるコミットメントライン）を締結しております。

(2) 直前3期の財産及び損益の状況

区 分	第49期	第50期	第51期	第52期
	(平成18年3月期)	(平成19年3月期)	(平成20年3月期)	(当期) (平成21年3月期)
売上高(百万円)	18,493	18,859	19,248	22,223
当期純利益(百万円)	800	774	677	1,014
一株当たり当期純利益(円)	81.10	82.39	72.00	107.82
総資産(百万円)	18,741	19,364	20,214	19,372
純資産(百万円)	14,260	14,635	14,713	15,391
一株当たり純資産額(円)	1,513.00	1,556.96	1,565.24	1,637.40

(注) 第50期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(3) 対処すべき課題

当社は、ごまのトップメーカーとしての地歩を築いておりますが、食品業界の経営環境は厳しく、原料価格の不安定さ、少子高齢化による国内需要の減退、安全性確保や環境保護等の課題に対して以下の通り取り組んでまいります。

- ① コスト削減と、コストに見合った価格の実現
- ② 国内市場では量から質への転換、海外市場で引き続き需要の拡大に努める
- ③ 今後のごま需要の動向を見据えた上での生産体制の推進
- ④ 品質管理の徹底による安心・安全の更なる追求
- ⑤ コンプライアンス体制の強化と内部統制システムの構築によるCSR(企業の社会的責任)の向上

当社は、これらの施策により、経営環境の変化に即応できる経営基盤・体質の強化を一層進めてまいります。

(4) 主要な事業内容 (平成21年3月31日現在)

事業内容	主要製品
ごま油事業	ごま油、調合油、辣油、脱脂ごま
食品ごま事業	いりごま、すりごま、あらいごま、ねりごま

(5) 主要な営業所及び工場 (平成21年3月31日現在)

本社 東京都品川区西五反田8丁目2番8号
支店 仙台(青葉区)、東京(品川区)、名古屋(中区)、大阪(吹田市)
工場 香川県(小豆郡)

(6) 使用人の状況 (平成21年3月31日現在)

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
272名	2名増	38.2歳	13.5年

(注) 上記には臨時雇、アルバイト、出向者及び非常勤嘱託を含みません。

2. 会社の状況

(1) 株式の状況 (平成21年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 16,000,000株
- ② 発行済株式の総数 9,400,000株
- ③ 株主数 4,473名
- ④ 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
	株	%
三菱商事株式会社	2,575,800	27.40
三井物産株式会社	2,100,000	22.34
小澤物産株式会社	1,551,000	16.50
伊藤忠商事株式会社	300,000	3.19
国分株式会社	300,000	3.19
日清食品ホールディングス株式会社	300,000	3.19
株式会社J-オイルミルズ	100,000	1.06
日本山村硝子株式会社	100,000	1.06
かどや製油従業員持株会	81,000	0.86
エバラ食品工業株式会社	50,000	0.53
キューピー株式会社	50,000	0.53

(2) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の状況（平成21年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職状況
代表取締役社長	小澤 二郎	
取 締 役	瀬野 俊一	専務執行役員・販売本部長
取 締 役	水戸 優	専務執行役員・管理部長
取 締 役	土屋 誠	常務執行役員・営業企画部長
取 締 役	井藤 龍平	常務執行役員・工場長
取 締 役	佐野 雅明	執行役員・販売業務部長
取 締 役	白根 孝臣	執行役員・販売推進部長
取 締 役	吉岡 努	執行役員・事務部長
取 締 役	逸見 信彦	小澤物産株式会社代表取締役社長
常勤監査役	山中 務	
監 査 役	川上 三知男	
監 査 役	伊藤 良一	小澤物産株式会社取締役管理部・物流部管掌
監 査 役	小林 俊一郎	
監 査 役	高野 純平	

- (注) 1. 取締役逸見信彦氏は社外取締役であります。
2. 監査役川上三知男氏、伊藤良一氏、小林俊一郎氏及び高野純平氏は、社外監査役であります。
3. 当期に係る会社役員の重要な兼務状況
- ・取締役逸見信彦氏は、小澤物産株式会社の代表取締役を兼務しております。
 - ・監査役伊藤良一氏は、小澤物産株式会社の取締役を兼務しております。
4. 監査役川上三知男氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役川島正彦氏、垣内威彦氏は平成20年6月26日開催の第51回定時株主総会において任期満了により退任いたしました。
6. 平成20年6月26日開催の第51回定時株主総会において、吉岡 努氏は取締役に、山中 務氏、小林俊一郎氏、高野純平氏は監査役に新たに選任され、就任いたしました。

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の総額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	9名 (1)	227百万円 (6百万円)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	7名 (5)	26百万円 (9百万円)
合 計 (う ち 社 外 役 員)	16名 (6)	253百万円 (15百万円)

- (注) 1. 上記には、平成20年6月26日開催の第51回定時株主総会退任した監査役2名(うち社外監査役1名)を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は平成18年6月29日開催の第49回定時株主総会において年額300百万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は平成18年6月29日開催の第49回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
4. 当事業年度末現在の取締役は9名(うち社外取締役は1名)、監査役は5名(うち社外監査役は4名)であります。
上記の監査役の員数と相違しておりますのは、平成20年6月26日開催の第51回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名が含まれているためであります。
5. 上記の報酬等の総額には以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額47百万円(取締役6名に対し45百万円、監査役1名に対し2百万円)。
 - ・当期における役員退職慰労引当金の増加額11百万円(取締役6名に対し10百万円、監査役1名に対し1百万円)。
6. 上記のほか、平成20年6月26日開催の第51回定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した役員に対し役員退職慰労金を下記の通り支給しております。
- ・退任監査役 1名 3百万円

③ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職状況及び当社と当該他の会社との関係

- ・取締役逸見信彦氏は、小澤物産株式会社の代表取締役を兼務しております。尚、当社は小澤物産株式会社との間に製品の保管荷役及び運送委託、製品の販売等の取引関係があります。
- ・監査役伊藤良一氏は、小澤物産株式会社の取締役を兼務しております。尚、当社は小澤物産株式会社との間に製品の保管荷役及び運送委託、製品の販売等の取引関係があります。

ロ. 当期における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 逸見信彦	当期に開催された取締役会13回のうち12回に出席いたしました。主に経営者の見地から意見を述べるなど、取締役会 の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言 を行っております。
監査役 川上三知男	当期に開催された取締役会13回のうち9回に出席し、監査 役会4回すべてに出席いたしました。弁護士としての専門 的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥 当性・適正性を確保するための発言を行っております。また 、監査役会において、当社の内部監査等について適宜、 必要な発言を行っております。
監査役 伊藤良一	当期に開催された取締役会13回すべてに出席し、監査役会 4回すべてに出席いたしました。豊富なビジネス経験・実 績、幅広い見識に基づき、取締役会において、取締役会の 意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行って おります。また、監査役会において、当社の内部監査等に ついて適宜、必要な発言を行っております。
監査役 小林俊一郎	当期に開催された取締役会11回すべてに出席し、監査役会 3回すべてに出席いたしました。豊富なビジネス経験・実 績、幅広い見識に基づき、取締役会において、取締役会の 意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行って おります。また、監査役会において、当社の内部監査等に ついて適宜、必要な発言を行っております。
監査役 高野純平	当期に開催された取締役会11回のうち9回に出席し、監査 役会3回すべてに出席いたしました。豊富なビジネス経 験・実績、幅広い見識に基づき、取締役会において、取締 役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を 行っております。また、監査役会において、当社の内部監 査等について適宜、必要な発言を行っております。

(注) 監査役小林俊一郎氏、高野純平氏は、平成20年6月26日開催の第51回定時株主総会
において選任されたため、開催回数が他の監査役と異なります。尚、就任後の取締
役会の開催回数は11回、監査役会の開催回数は3回であります。

ハ. 責任限定契約の内容の概況

当社と各社外取締役ならびに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。

(3) 会計監査人の状況

① 名 称 監査法人トーマツ

② 報酬等の額

公認会計士法（昭和23年法律第103号） 第2条第1項の業務に係る報酬等の額	24百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の 業務に係る報酬等の額	1百万円
合計	25百万円

(注) 1. 当社は会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当期に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、財務報告に係る内部統制に関するアドバイザリー業務を委託し対価を支払っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社監査役会が会社法第340条に定める解任事由に該当すると判断した場合。

(4) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - a 経営理念、企業行動憲章、コンプライアンス規程等のコンプライアンス体制に係る規程を、取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
 - b コンプライアンス体制の運用と徹底を図るため、管理部門担当役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの取り組みを横断的に統括する。また、コンプライアンス委員会が中心となって取締役及び使用人に対しコンプライアンス教育・啓発を行う。
 - c 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、コンプライアンス委員会または顧問弁護士を情報受領者とする内部通報システムを整備し、内部通報規程に基づきその運用を行う。
 - d 監査役及び、内部監査部門として業務執行部門から独立した監査室は連携し、各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止とプロセスの改善に努める。また、監査役及び監査室は、コンプライアンス委員会と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。
 - e 反社会的勢力に対しては、企業行動憲章に基づき、毅然とした態度で対処し、一切の関係を遮断する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報は、文書または電磁的媒体に記録し、文書管理規程その他関係規程に従い、適切に保存及び管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理体制の基礎として経営危機管理規程を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。万一不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等社外専門家の助言を得ながら迅速な対応を行い、損害の拡大防止と、損害を最小限に止める体制を整備する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時の取締役会を開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に常務以上の役員で構成する経営会議で議論し、その審議を経て執行決定を行う。
 - b 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程等において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定め、これらの規定に従って執行する。
 - c 執行役員制度の導入により、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会の機能を強化するとともに、責任の所在を明確にし、業務執行を円滑に行う。
- ⑤ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社と関係会社とは、法令及び社会規範を遵守した適切な取引を行う。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役は、監査室所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- a 取締役は、取締役会等において、担当する業務の執行状況を出席した監査役に報告する。
 - b 上記aに関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会は、経営陣と定期的に意見交換会を開催する。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

社長の指示の下、監査室及び管理部を主たる部門として、財務報告の適正性及び信頼性を確保するための体制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価し、必要に応じて改善を進める。

また、取締役会は、財務報告に係る内部統制に関して適切に監督を行う。

貸借対照表

(平成21年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	12,647	流動負債	3,298
現金及び預金	1,554	買掛金	1,288
受取手形金	31	未払金	1,076
売掛金	4,808	未払費用	25
商品及び製品	1,010	未払法人税等	589
原材料	4,025	未払消費税等	73
仕掛品	784	賞与引当金	171
貯蔵品	52	役員賞与引当金	47
前払費用	122	その他流動負債	29
未収入金	34	固定負債	683
繰延税金資産	187	退職給付引当金	607
その他流動資産	40	役員退職慰労引当金	76
固定資産	6,725	負債合計	3,981
有形固定資産	5,163	(純資産の部)	
建物	1,520	株主資本	15,345
構築物	361	資本金	2,160
機械装置	1,647	資本剰余金	3,083
車両運搬具	22	資本準備金	3,083
工具器具備品	72	利益剰余金	10,102
土地	1,541	利益準備金	250
無形固定資産	76	その他利益剰余金	9,852
電話加入権	7	別途積立金	8,040
水道施設利用権	4	繰越利益剰余金	1,812
ソフトウェア	65	自己株式	△ 0
投資その他の資産	1,486	評価・換算差額等	46
投資有価証券	984	その他有価証券評価差額金	25
長期貸付金	47	繰延ヘッジ損益	21
長期前払費用	4	純資産合計	15,391
差入保証金	44	負債純資産合計	19,372
会員権	74		
長期繰延税金資産	247		
破産更生債権等	54		
その他投資等	120		
貸倒引当金	△ 88		
資産合計	19,372		

(注1) 百万円未満の端数は四捨五入して表示しております。

(注2) 貸借対照表に関する注記は19頁に記載しております。

損 益 計 算 書

〔平成20年 4月 1日から
平成21年 3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		22,223
売 上 原 価		14,881
売 上 総 利 益		7,342
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,503
営 業 利 益		1,839
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	30	
受 取 補 償 金	29	
雑 収 入	11	70
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3	
支 払 手 数 料	31	
為 替 差 損	39	
雑 損 失	7	80
経 常 利 益		1,829
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	1	
退 職 給 付 引 当 金 戻 入 額	2	3
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	18	
固 定 資 産 売 却 損	0	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	27	45
税 引 前 当 期 純 利 益		1,787
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	829	
法 人 税 等 調 整 額	△ 56	773
当 期 純 利 益		1,014

(注1) 百万円未満の端数は四捨五入して表示しております。

(注2) 損益計算書に関する注記は20頁に記載しております。

株主資本等変動計算書

〔平成20年4月1日から〕
〔平成21年3月31日まで〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
					別途積立金	繰越利益 剰 余 金			
平成20年3月31日残高	2,160	3,083	3,083	250	7,740	1,427	9,417	-	14,660
事業年度中の変動額									
別途積立金の積立て					300	△ 300	-		-
剰余金の配当						△ 329	△ 329		△ 329
当期純利益						1,014	1,014		1,014
自己株式の取得								△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	300	385	685	△ 0	685
平成21年3月31日残高	2,160	3,083	3,083	250	8,040	1,812	10,102	△ 0	15,345

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成20年3月31日残高	111	△58	53	14,713
事業年度中の変動額				
別途積立金の積立て				-
剰余金の配当				△ 329
当期純利益				1,014
自己株式の取得				△ 0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△ 86	79	△ 7	△ 7
事業年度中の変動額合計	△ 86	79	△ 7	678
平成21年3月31日残高	25	21	46	15,391

(注1) 百万円未満の端数は四捨五入して表示しております。

(注2) 株主資本等変動計算書に関する注記は20頁に記載しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法）により算定しております。

移動平均法による原価法を採用しております。

・時価のないもの

② デリバティブ等の評価基準及び評価方法

・デリバティブ

時価法を採用しております。

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品・原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

・製品・仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

・貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

（会計方針の変更）

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として総平均法による原価法によっておりましたが、当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

これによる損益に与える影響はありません。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。

(追加情報)

当社の主な機械装置について、従来、耐用年数を7～12年としておりましたが、平成20年の法人税法の改正を契機に耐用年数を見直した結果、当事業年度より7～10年に変更しております。

この結果、従来の方法によった場合と比べて、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は63百万円それぞれ減少しております。

② 無形固定資産

(リース資産を除く)

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

・その他の無形固定資産

定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理方法によっております。

(会計方針の変更)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

これによる当事業年度の損益に与える影響はありません。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物電信為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(追加情報)

当社は、確定拠出年金法の施行に伴い、平成20年10月に退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。

本移行に伴う影響額は、当期の特別利益として2百万円計上されております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建の買掛金

③ ヘッジ方針

社内のリスク管理方針に基づき為替変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

6,589百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

- | | |
|----------|----------|
| ① 短期金銭債権 | 2,809百万円 |
| ② 短期金銭債務 | 372百万円 |

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- | | |
|-------------------|-----------|
| ① 売上高 | 12,586百万円 |
| ② 仕入高 | 9,460百万円 |
| ③ 営業取引以外の取引による取引高 | 358百万円 |

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	9,400千株	—	—	9,400千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	—	0千株	—	0千株

(注) 自己株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

- ・平成20年6月26日開催の第51回定時株主総会による配当に関する事項

・配当金の総額 329百万円

・1株当たり配当額 35円

・基準日 平成20年3月31日

・効力発生日 平成20年6月27日

② 基準日が当事業年度に属する配当の内、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

- ・平成21年6月25日開催の第52回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額 470百万円

・1株当たり配当額 50円

・基準日 平成21年3月31日

・効力発生日 平成21年6月26日

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

平成21年3月31日現在

(流動の部)

繰延税金資産	
未払金	63百万円
賞与引当金	70百万円
未払事業税	45百万円
未払費用	9百万円
繰延税金資産合計	187百万円

(固定の部)

繰延税金資産	
退職給付引当金	247百万円
役員退職慰勞引当金	31百万円
減価償却否認額	1百万円
貸倒引当金	32百万円
投資有価証券	116百万円
会員権	3百万円
繰延税金資産合計	430百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△ 17百万円
繰延ヘッジ損益	△ 15百万円
株式売却益	△ 9百万円
繰延税金負債合計	△ 41百万円

評価性引当額	△142百万円
--------	---------

繰延税金資産の純額	247百万円
-----------	--------

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率と差額原因

平成21年3月31日現在

法定実効税率	40.69%
(調整)	
交際費等の一時差異に該当しない項目	2.06%
住民税均等割額	1.06%
その他	△ 0.55%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.26%

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械及び装置	41百万円	39百万円	2百万円
合計	41百万円	39百万円	2百万円

(2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

1 年 内	2百万円
1 年 超	1百万円
合計	3百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高	
					役員等の兼任等	事業上の関係					
その他関係会社(当該会社親を含む)	三菱商事㈱	百万円 202,817	総合商社	(被所有) 直接27.4%	—	原材料の主要仕入先(17.5%)であり製品の主要販売代理店(13.7%)であります。	営業取引	製品の販売(注1)	百万円 3,037	売掛金	百万円 634
								原料の仕入(注1)	百万円 2,393	買掛金	百万円 181
								未収入金	百万円 22		
	三井物産㈱	百万円 339,627	総合商社	(被所有) 直接22.3%	—	原材料の主要仕入先(51.8%)であり製品の主要販売代理店(43.0%)であります。	営業取引	製品の販売(注1)	百万円 9,546	売掛金	百万円 2,152
								原材料の仕入(注1)	百万円 7,067	買掛金	百万円 138
							営業取引以外の取引	販売促進他	百万円 1	未払金	百万円 1
小澤物産㈱	百万円 50	流体搬送機器・貯蔵用機器等の販売	(被所有) 直接16.5%	役員2名	製品の保管荷役及び運送委託	営業取引	製品の販売(注1)	百万円 3	売掛金	百万円 0	
						営業取引以外の取引	支払運賃他(注1)	百万円 357	未払金	百万円 53	

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、他の取引先と同様の条件であります。

(注2) ㈱三井物産ヒューマンリソースについては重要性の基準により開示しておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|--------------|-----------|
| ① 1株当たり純資産額 | 1,637円40銭 |
| ② 1株当たり当期純利益 | 107円82銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

・退職給付会計

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく社内積立の退職一時金制度に加えて、15年以上勤務の退職者を対象として適格年金制度を採用しております。

また、酒フーズ厚生年金基金に加入していますが、当該厚生年金基金制度は退職給付会計実務指針33項の例外処理に該当する制度であります。

(2) 退職給付債務及びその内訳

	平成21年3月31日現在
退職給付債務	<u>△607百万円</u>
退職給付引当金	<u><u>△607百万円</u></u>

(3) 退職給付費用に関する事項

	平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで
勤務費用	<u>71百万円</u>
総合型厚生年金基金への拠出額	86百万円
従業員拠出金	<u>△ 27百万円</u>
小 計	<u>59百万円</u>
退職給付費用	<u>130百万円</u>
確定拠出金制度への移行に伴う損益	△ 2百万円
その他	<u>5百万円</u>
合 計	<u>133百万円</u>

(注) 厚生年金基金の代行部分を含めて表示しております。

「その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

(4) 要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項

① 積立状況に関する事項（平成20年3月31日現在）

年金資産の額	65,173百万円
年金財政計算上の給付債務の額	79,766百万円
差引額	<u>△14,593百万円</u>

② 制度全体に占める当社の拠出金割合（平成20年3月31日現在）

1.9%

③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高7,195百万円、当年度不足金13,689百万円及び別途積立金6,291百万円であります。

・会計方針の変更

表示方法の変更

① 前期まで投資その他の資産の「その他投資等」に含めて表示しておりました「長期前払費用」は、重要性を鑑み区分掲記しました。

尚、前期における「長期前払費用」の金額は3百万円であります。

② 前期まで投資その他の資産の「その他投資等」に含めて表示しておりました「破産更生債権等」は、重要性を鑑み区分掲記しました。

尚、前期における「破産更生債権等」の金額は27百万円であります。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年5月18日

かどや製油株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指 定 社 員 公認会計士 松野雄一郎 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 吉村孝郎 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、かどや製油株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。又、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証致しました。なお、財務報告に係わる内部統制については、取締役及び会計監査人監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討致しました。

更に、会計監査人が独立の立場を保持し、且つ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。又、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。又、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係わる内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月22日

かどや製油株式会社 監査役会

常勤監査役 山 中 務 ㊟

監 査 役 川 上 三知男 ㊟

監 査 役 伊 藤 良 一 ㊟

監 査 役 小 林 俊一郎 ㊟

監 査 役 高 野 純 平 ㊟

(注) 監査役川上三知男、監査役伊藤良一、監査役小林俊一郎及び監査役高野純平は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重点政策の一つとして位置付けており、配当性向の目標は当期純利益の40%を目処としております。

この配当政策に基づき、当期の期末配当金につきましては、1株につき普通配当45円に、当期は創業150周年の記念すべき年に当たりますので、株主の皆様のご支援にお応えするため、1株につき記念配当5円を加え、合計50円とさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たり金50円 総額469,993,800円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成21年6月26日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 300,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 300,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。）の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものがあります。

- (1) 決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成21年1月5日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第9条（株券の発行）を削除し、併せて株券に関する文言の削除及び修正を行うものであります。

- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、「実質株主」及び「実質株主名簿」に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (4) その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第9条</u> 当社は株式に係る株券を発行する。</p> <p><u>② 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第10条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p><u>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</u></p> <p><u>③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社社においては取扱わない。</u></p>	<p><削 除></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第9条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p><u>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</u></p> <p><削 除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社が発行する株券の種類なら <u>びに株主名簿、株券喪失登録簿および</u> 新株予約権原簿への記載または記録、 単元未満株式の買取り、その他株式ま たは新株予約権に関する取扱い等およ び手数料については、取締役会におい て定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年3月31日の最終の 株主名簿に記載または記録された株主 <u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u>を もって、その事業年度に関する定時株 主総会において権利を行使することが できる株主とする。</p> <p>② 前項にかかわらず、必要ある場合 は、取締役会の決議によってあらかじめ 公告して、一定の日における最終の 株主名簿に記載または記録された株主 または登録株式質権者をもって、その 権利を行使することができる株主ま たは登録株式質権者とすることができ る。</p> <p>第13条) <条文省略></p> <p>第42条 (期末配当金)</p> <p>第43条 当社は、株主総会の決議によっ て毎年3月31日の最終の株主名簿に記 <u>載または記録された株主または登録株</u> 式質権者に対して金銭による剰余金の 配当(以下「期末配当金」という。)を 支払う。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 株主名簿および新株予約権原簿へ の記載または記録、単元未満株式の買 取り、その他株式または新株予約権に 関する取扱い等および手数料、<u>株主の</u> <u>権利行使に際しての手續等</u>につい ては、取締役会において定める株式取扱 規程による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年3月31日の最終の 株主名簿に記載された株主をもって、 その事業年度に関する定時株主総会に おいて権利を行使することができる株 主とする。</p> <p>② 前項にかかわらず、必要ある場合 は、取締役会の決議によってあらかじめ 公告して、一定の日における最終の 株主名簿に記載された株主または登録 株式質権者をもって、その権利を行使 することができる株主または登録株式 質権者とすることができる。</p> <p>第12条) <現行どおり></p> <p>第41条 (期末配当金)</p> <p>第42条 当社は、株主総会の決議によっ て毎年3月31日の最終の株主名簿に記 録された株主または登録株式質権者に 対して金銭による剰余金の配当(以下 「期末配当金」という。)を支払う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当金)</p> <p>第44条 当社は、取締役会の決議によつて、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>第45条 <条文省略> <新 設></p>	<p>(中間配当金)</p> <p>第43条 当社は、取締役会の決議によつて、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対して会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>第44条 <現行どおり> (附則) <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、平成22年1月5日までこれを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。なお、本附則は、同日の経過後、自動的に削除されるものとする。</u></p>

第3号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（9名）が任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式の数
1	小澤 二郎 (昭和12年9月1日生)	昭和55年6月 当社取締役 平成4年7月 小澤物産株式会社代表取締役社長 平成11年6月 同社代表取締役会長 平成15年6月 同社取締役会長 平成15年6月 当社代表取締役社長（現職）	37,900株
2	瀬野 俊一 (昭和20年11月6日生)	昭和46年6月 当社入社 平成元年6月 当社取締役営業部長 平成8年7月 当社常務取締役販売部長 平成12年6月 当社専務取締役販売部長 平成13年7月 当社専務取締役 平成15年6月 当社取締役専務執行役員 平成16年6月 当社取締役専務執行役員販売部長 平成18年6月 当社取締役専務執行役員販売本部長（現職）	5,500株
3	水戸 優 (昭和23年9月17日生)	昭和47年4月 三菱石油株式会社入社 平成10年6月 同社財務部長 平成11年4月 日石三菱株式会社財務部副部長 平成11年11月 富士興産株式会社出向経理部長 平成14年4月 当社入社 管理部長 平成14年6月 当社取締役管理部長 平成15年6月 当社取締役常務執行役員管理部長 平成18年6月 当社取締役専務執行役員管理部長（現職）	10,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式の数
4	土 屋 誠 (昭和23年2月17日生)	昭和47年4月 三菱石油株式会社入社 平成9年4月 同社首都圏支店首都圏統轄室 開発および施設グループ グループマネージャー（次長） 平成11年4月 当社入社 経営企画室長 平成11年6月 当社取締役経営企画室長 平成15年6月 当社取締役上席執行役員経営企画部 長 平成16年6月 当社常勤監査役 平成17年6月 当社取締役上席執行役員営業企画部 長 平成18年6月 当社取締役常務執行役員営業企画部 長（現職）	1,500株
5	井 藤 龍 平 (昭和27年3月29日生)	昭和50年3月 当社入社 平成7年5月 当社研究開発部次長兼研究室長 平成8年6月 当社工場長代理兼研究開発部長兼研 究室長 平成9年4月 当社工場長兼研究開発部長兼研究室 長 平成11年6月 当社取締役工場長兼研究開発部長 平成15年6月 当社取締役執行役員工場長兼研究開 発部長 平成19年4月 当社取締役執行役員工場長兼研究開 発部長兼食品部長 平成20年6月 当社取締役常務執行役員工場長兼研 究開発部長（現職）	1,500株
6	佐 野 雅 明 (昭和30年5月15日生)	昭和53年4月 三井物産株式会社入社 平成9年2月 同社クアラルンプール支店食料部長 平成14年3月 同社本店穀物油脂部油脂室長 平成18年6月 当社出向 社長付 平成18年6月 当社取締役執行役員販売副本部長兼 販売業務部長（現職）	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式の数
7	白根孝臣 (昭和30年6月18日生)	昭和53年4月 三菱商事株式会社入社 平成9年1月 J.P. Inglis (在香港) 出向 Director 平成12年1月 三菱商事株式会社北海道支社生活産業チームリーダー 平成14年6月 ブラジル三菱商事会社出向 取締役食料部長 平成18年5月 当社出向 社長付 平成18年6月 当社取締役執行役員販売副本部長兼販売推進部長 (現職)	一株
8	吉岡努 (昭和30年9月10日生)	平成3年6月 当社入社 平成13年7月 当社工場事務管理部長 平成15年6月 当社執行役員工場事務部長 平成17年4月 当社執行役員工場事務部長兼油脂部長 平成18年10月 当社執行役員工場事務部長 平成20年6月 当社取締役執行役員副工場長兼事務部長 (現職)	2,900株
9	逸見信彦 (昭和18年11月5日生)	昭和42年4月 株式会社小澤商店 (現小澤物産株式会社) 入社 平成4年7月 同社取締役 平成9年6月 同社常務取締役 平成17年10月 同社代表取締役社長 (現職) 平成18年6月 当社取締役 (現職) (他の法人等の代表状況) 小澤物産株式会社代表取締役社長	一株

- (注) 1. 候補者と当社との特別の利害関係について
 当社と、逸見信彦氏が代表取締役社長を務める小澤物産株式会社との間には、製品の保管荷役及び運送委託、製品の販売等の取引関係があります。
 (その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。)
2. 逸見信彦氏は、社外取締役の候補者であります。
3. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者の選任理由について
 逸見信彦氏は、経営者としての経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

(2) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について

逸見信彦氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって3年であり
ます。

4. 逸見信彦氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合、当社は同氏との間の当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役高野純平氏は監査役を辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

今回選任されます監査役の任期は、当社現行定款第32条第2項の定めに従い、任期満了前に退任した監査役の任期の満了すべき時までといたします。

尚、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式の数
篠原光則 (昭和28年5月16日生)	昭和52年4月 三井物産株式会社入社	一株
	平成8年2月 同社食料本部食材流通第二部水産第三グループ主席	
	平成10年9月 同社コロラボ事務所所長代理	
	平成14年3月 同社九州支社食料部食品室長	
	平成18年6月 同社食料・リテール本部業務部部长代理	
	平成18年10月 同社食料・リテール本部西日本食料部部长代理	
	平成21年1月 同社食料・リテール本部次長(現職)	

(注) 1. 候補者と当社との特別の利害関係について

候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。

(1) 篠原光則氏は、社外監査役候補者であります。

- (2) 社外監査役候補者の選任理由について
 篠原光則氏は、同氏がこれまで培ってきた豊富なビジネス経験・実績、幅広い見識を当社監査体制の強化に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- (3) 篠原光則氏が選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。

第5号議案 役員退職慰労金制度の廃止に伴う取締役及び監査役に対する退職慰労金打切り支給の件

当社は今般、役員報酬制度の見直しを行い、本総会終結時をもって、役員退職慰労金制度を廃止することを、平成21年4月28日開催の取締役会において決議いたしました。これに伴い、在任中の取締役のうち、対象となる6名及び常勤監査役1名に対し、本総会終結時までの在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を打切り支給したいと存じます。

尚、その具体的金額は、支給の方法とともに、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。また、支給の時期は、各取締役及び監査役の退任時といたしたいと存じます。

打切り支給の対象となる取締役及び常勤監査役の略歴は下記のとおりです。

氏 名	略 歴
小 澤 二 郎	平成15年6月 当社代表取締役社長（現職）
瀬 野 俊 一	平成元年6月 当社取締役
	平成8年7月 当社常務取締役
	平成12年6月 当社専務取締役
	平成15年6月 当社取締役専務執行役員（現職）
水 戸 優	平成15年9月 当社取締役常務執行役員
	平成18年6月 当社取締役専務執行役員（現職）
土 屋 誠	平成17年6月 当社取締役上席執行役員
	平成18年6月 当社取締役常務執行役員（現職）

氏 名	略 歴
井 藤 龍 平	平成11年6月 当社取締役 平成20年6月 当社取締役常務執行役員工場長兼研究開発部長 (現職)
吉 岡 努	平成20年6月 当社取締役執行役員副工場長兼事務部長 (現職)
山 中 務	平成20年6月 当社常勤監査役 (現職)

第6号議案 監査役報酬限度額の改定の件

現在の監査役の報酬額は、平成18年6月29日開催の第49回定時株主総会において、年額3千万円以内とご承認いただき、今日に至っておりますが、今般監査体制の一層の強化、及び役員退職慰労金を廃止し月次報酬に一本化することなどの理由から、監査役の報酬額を年額4千万円以内と改定させていただきますと存じます。

現在の監査役は5名であり、第4号議案ご承認後も変更ありません。

以 上

メ モ

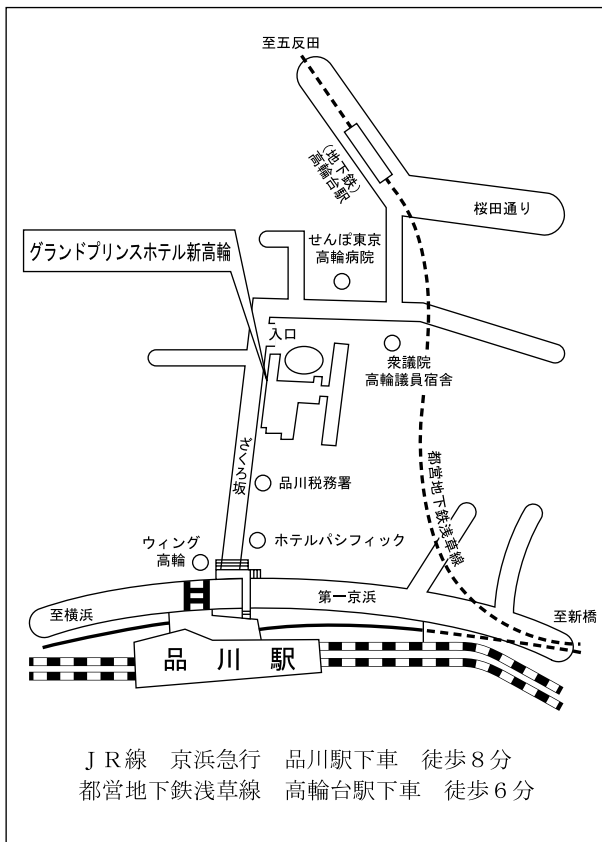
A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 15 rows.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

〔東京都港区高輪3丁目13番1号
グランドプリンスホテル新高輪3階「天平」の間〕



この招集通知は、再生紙及び環境に優しい大豆油インキを使用しております。